

沖縄県ダンススポーツ連盟役員選出に関する基準

(目的)

第1条 沖縄県ダンススポーツ連盟規約(以下「規約」という。)第10条(役員を選出)に基づき、役員
の選出方法等を具体的に定めることを目的とする。

(役員立候補者の推薦)

第2条 役員立候補者は、役員立候補届出書に必要な事項を記入し届出るものとする。

2 サークル等からの推薦による場合は、推薦書を届出る。

3 前項の役員立候補届出書・推薦書の様式、提出期限等については理事会で決定する。

(役員の数)

第3条 規約第9条(役員)で定める役員の数、次の通りである。

(1)理事15名以内

(2)監事2名

2 前項(1)で定める数は、上限を定めたものであり、選出の結果、上限以下の場合もある。

(役員を選出方法)

第4条 役員を選出に際しては、候補者ごとに規約第21条2項によって決議しなければならない。

2 構成員は、信任投票用紙に記載された各役員立候補者に 印を記入することで信任の意思表示
をする。

3 理事、又は監事を選出は、過半数の信任を得た候補者の中から信任投票の多い順に定数の枠
に達するまでの者を選出することとする。

4 前項において、定数ライン上に複数の役員立候補者がいる場合は、決選投票を実施する。

(投票立会人)

第5条 投票立会人は、役員立候補者になっていない構成員の中から総会において、3名選出する。

2 投票立会人は、構成員の数、委任状の数、投票用紙の数を確認し、有権者数を明確にする。

3 投票立会人は、投票用紙を配布、回収、集計し、投票結果を議長へ報告する。

(役員立候補者受付等準備委員)

第6条 役員立候補者受付するための準備委員(以下「委員」という。)を置くものとする。

2 委員は、5名以内とし、理事の中から選出する。

3 委員の任期は、総会までとする。

4 委員の業務は、次の通りとする。

(1)役員立候補者の立候補者書・推薦依頼文書を作成し、各サークル等へ送付する。

(2)サークル等から推薦された役員立候補者の受付

(3)信任投票用紙の準備

(4)その他

(基準の改廃)

第7条 本基準の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この基準は、平成22年4月1日から実施する。